

第 29 号議案

中野区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 29 年 3 月 10 日

提出者 中野区長 田 中 大 輔

(提案理由)

国民健康保険の保険料率等を改めるとともに、地方税法等の改正に伴い規定を整備する必要がある。

中野区国民健康保険条例の一部を改正する条例

中野区国民健康保険条例（昭和34年中野区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「配当所得の金額」を「配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「に該当する」を「の適用がある」に、「附則第35条の2第6項に規定する株式等」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等」に、「附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項」を「附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項）」に改め、「附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第19条の2第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額」を加える。

第15条の4第1号中「100分の6.86」を「100分の7.47」に改め、同条第2号中「35,400円」を「38,400円」に改める。

第15条の12第1号中「100分の2.02」を「100分の1.96」に改め、同条第2号中「10,800円」を「11,10

0円」に改める。

第16条の4第1号中「100分の1.61」を「100分の1.63」に、「100分の51」を「100分の50」に改め、同条第2号中「14,700円」を「15,600円」に、「100分の49」を「100分の50」に改める。

第19条の2第1号中「、また」を削り、「配当所得の金額」を「配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「附則第35条の2第6項に規定する株式等」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等」に、「附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項」を「附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項」に改め、「附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」の次に「、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額」を加え、同号ア中「24,780円」を「26,880円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,770円」に改め、同号ウ中「10,290円」を「10,920円」に改め、同条第2号中「265,000円」を「270,000円」に改め、同号ア中「17,700円」を「19,200円」に改め、同号イ中「5,400円」を「5,550円」に改め、同号ウ中「7,350円」を「7,800円」に改め、同条第3号中「480,000円」を「490,000円」に改め、同号ア中「7,080円」を「7,680円」に改め、同号イ中「2,160円」を「2,220円」に改め、同号ウ中「2,940円」を「3,120円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第15条第1項及び第19条の2第1号の改正規定（同号ア、イ及びウに係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の中野区国民健康保険条例の規定は、平成29年度分の保険料から適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例による。